

議案第 33 号

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。
- 2 道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

定項目	建設関係事業の取扱い	所管専門部会名	建設専門部会		
調整の方向性	1 道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。 2 道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 3 道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 4 河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
道路等	・路線数 5,127路線 ・実延長 2081.4km ・橋りょう数 969個	・路線数 1,020路線 ・実延長 407.2km ・橋りょう数 300個	・路線数 322路線 ・実延長 206.8km ・橋りょう数 147個	・路線数 840路線 ・実延長 324.64km ・橋りょう数 128個	平成15年3月末
生活道路整備基準	・原則6m以上 ・道路幅員7m未満の道路用地は寄付	・原則4m以上 ・道路用地は買収	・利用者が概ね5戸以上 ・延長50m以上 ・道路幅員4m以上の道路用地は買収	・整備基準は無し ・基本的には町民等の要望に基づき実施判断し、道路用地は道路幅員に関係なく買収	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
河川整備計画 ・河川整備計画策定中	・河川整備計画検討中	・河川整備計画なし	・河川整備計画なし	宇都宮市が策定した「宮の川づくり基本構想」を基に，新市移行後，各市町の溢水被害状況等を勘案し，5年後を目途に河川整備計画の策定を行う。
住宅事業 ・管理戸数 3452戸 ・宇都宮市住宅基本計画 ・宇都宮市公営住宅ストック総合活用計画 ・住宅資金貸付件数：28件	・ 116戸 ・ 無 ・ 無 ・ 無	・ 無 ・ 無 ・ 無 ・ 無	・ 無 ・ 無 ・ 無 ・ 勤労者住宅資金融資事業	

建設関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。

住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

イ 呉市の例（平成16年4月1日合併 編入 1市1町）

1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

2 町道、公園、住宅、港湾施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努めるものとする。

ウ 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めるものとする。

エ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

1 既存の町道・村道は、長野市道として引き継ぎ、市道の認定基準については、長野市の制度に統一する。

2 建設関係事業は、長野市の制度に統一する。

ただし、除雪及び凍結防止剤散布事業並びに合併前から継続している道路新設改良事業の用地補償については、現行のとおりとする。

3 地籍調査事業については、合併後の実施地区を調整する。

ただし、大岡村及び鬼無里村の継続事業については、平成17年度も実施する。

オ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

- 1 建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行のとおりとする。
- 2 5町の公園，町営住宅，町道，港湾及び砂防関連施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。